

令和5年8月30日

一般社団法人日本エステティック振興協議会  
会 員 各 位

一般社団法人日本エステティック振興協議会  
理事長 瀧 川 睦 子  
(公印省略)

**HIFU・ハイフ（高密度焦点式超音波）機器販売・施術の禁止及び、  
景品表示法・特定商取引法違反の恐れがある広告表記の禁止のお願い**

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月29日、消費者庁 消費者安全調査委員会より、「エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故」について調査報告があり、エステティックサロンでのHIFU施術が人体に危害を及ぼすリスクが高い事から、会員並びに関係者の皆様には「注意喚起」と「使用禁止」の周知の徹底をお願いしてまいりました。

これらの動向をふまえ、一部の企業では、消費者庁、経済産業省より注意喚起が発令された結果、「HIFU施術は身体被害リスクが高い施術である」と判断し、ユーザー様の安全の為、HIFUに関しての広告表記の削除を規制することが決定されました。また、HIFU（ハイフ）に類する機器での施術と判断した場合にも、掲載停止の一律規制措置を取る旨の報告がございました。

当振興協議会では、当該機器と類似する機器並びに表記について、「注意喚起」を行って参りましたが、HIFU（高密度焦点式超音波）とは構造的に違った機器を「○○○HIFU」「○○○ハイフ」と称して広告宣伝に使用することは、「景品表示法第5条（不当表示の禁止）」、及び「特定商取引法第43条（誇大広告の禁止）」に抵触する恐れがあります。

各位におかれましては、エステティック産業の健全な発展及び消費者保護に引き続きご協力を賜りたく存じます。

敬具

## 【参考】

景品表示法（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は**事実**に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

特定商取引に関する法律（誇大広告等の禁止）

第四十三条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、**著しく事実**に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。